新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年十二月九日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

㈠　信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

㈡　信託の年月日及び契約名称

令和七年二月二十八日不動産管理処分信託契約書（東京ガーデンテラス紀尾井町）（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社　不動産信託部

電話番号　〇三―四三三五―七三七二

令和八年十月二十三日

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　笹田　賢一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/ariakeoffice.html

令和八年十月二十三日

東京都港区六本木一丁目六番一号

泉ガーデンタワー一二階

Residential Portfolio One特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十八億二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snmm.jp/koukoku/sanfukuden_tmk/

令和八年十月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

三福田特定目的会社

取締役　鈴木　勝也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十一億二千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/tokyoresi

令和八年十月二十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

東京レジデンシャル特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十五億三千四百五十万円（ただし、B号優先出資について金十五億三千四百五十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001603/7oe2/

令和八年十月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・デイジー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金百三十六億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年一月九日付官報の号外第五号一五五頁に掲載されています。

令和八年十月二十三日

東京都新宿区下宮比町一番四号

特定目的会社ニセコリゾートホテル

取締役　石田　泉

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都大田区大森北四―一一―一一

株式会社ニシヤマ確定給付企業年金

清算人　阿部　徹

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭＳ株式会社

（旧三菱農機販売株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第三回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭ株式会社

（旧三菱マヒンドラ農機株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第三回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都港区赤坂五丁目三番一号

株式会社ＩＮＰＥＸコンソン

代表取締役社長　渡邉　章弘

訂正公告

令和八年九月二十八日（号外第二一三号）掲載の被相続人　亡　宮崎きよみに係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、本籍「名古屋市中区栄一丁目一〇八九番地」とあるは「名古屋市中区栄一丁目一八〇九番地」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月二十三日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号

ザ・ビルディングパーク丸の内二階　弁護士法人北澤総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　北澤　嘉章

訂正公告

令和八年九月二十五日掲載の教育職員免許状取上げ処分公告中、「教育職員免許法第11条第１項該当」とあるは「教育職員免許法第11条第１項(同法施行規則第74条の２第８号ホ）該当」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年十月二十三日

栃木県教育委員会

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年九月二十五日掲載の郡山簡易裁判所に係る令和八年（ヘ）第一号除権決定中（原稿誤り）				
一三一	一	一五	平成	令和
〃	〃	一八	〃	〃
〃	〃	一九	〃	〃